○ 主文 本件控訴を棄却する。 控訴費用は控訴人の負担とする。

〇 事実

控訴代理人は、「原判決を取り消す。被控訴人の請求を棄却する。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は、控訴棄却の判決を求めた。

全体に奉仕することを任務とするいわゆる政治的公務員があること自体から明らかなように、「国民全体の奉仕者」ということから一直線に公務員の政治活動禁止の理由にはなりえないのであつて、一般職の国家公務員についていえば、その地位、職務に相応する別個の理由がなければならないのである。問題は、一般職の国家公務員が国民全体の奉仕者としての責任を有するかどうかということではなく、一般職の国家公務員に政治的中立が要請される根拠は何かということなのである。一般職の国家公務員の政治的中立の要請の根拠を議会制民主主義と法治主義に求め

る原判決のような立場では、「政治の領域に属する政策決定ないし法律の定立はもちろん、典型的な行政過程である政策の立案、決定された政策の執行、法律の立案、法律の運用、執行も、国民に政治的責任を負わない非政治的公務員の政治的目的により左右または影響されてはならない。」という理由から、「この弊害を防止するため、非政治的公務員の地位、権限、その担当する職務の内容に応じ、その目的達成に必要な最小限度の制限を非政治的公務員の政治的自由に加えることは憲法の許すところと考えるべきである。」として「その制限は行政の中立性確保のため必要な最少限度の制限でなければならない。」ということになる。これに反して

「全体の奉仕者」から一直線にその論を述べる説では控訴人の主張にみられるように政治的中立の義務は、「全人格に及ぶものであつて、たんに職務上の行為のみならず、全生活態度に及ぶものである。」という論旨に及び、結局「行政の中立性に対する国民の信頼感の確保」という主観的抽象的な不確定要素を根拠にして、一般職国家公務員の職務権限、職務執行との関連性を無視して一律に政治活動を禁止することになる。

両者の相違は重大である。憲法第二一条の保障する表現の自由の中核たる政治活動の自由の理解について、本質的ともいうべき相違である。控訴人の主張は、理論上、問題を混同しているばかりではなく、一般職の国家公務員の政治活動を職務、権限にかかわりなく一律広汎に制限することによつて、憲法第一三条の規定する比例の原則を無視する結果となり、労働基本権や表現の自由についての違憲審査の接近方法として、「合理性」の基準をとらず、比例の原則ないし「より制限的でない他の選択しうる手段」の原則を採用している判例の動向にも反するのである。

他の選択しうる手段」の原則を採用している判例の動向にも反するのである。 二、被控訴人は、郵便集配業務に従事して機械的労務を提供するにすぎない現業 家公務員である。そして本件政治活動は、勤務時間外である昭和四一年五月一日 (日曜日)のメーデー当日、労働組合運動の一環として行われたものであり、職務 遂行と関連した行為でもなければ、職務上の地位や国の施設を利用して行われたも のではない。被控訴人の掲げた横断幕には「全逓本所支部」と明記してあり、「郵 政省職員」とか「本所郵便局職員」ないしその一同または有志と記載していたので はない。それでもなお控訴人は、「その勤務する行政官庁全体の行政の中立性が疑 われ、国民の行政に対する信頼を失わしめる結果を招くことになる。」というので あろうか。

控訴代理人は、次のとおり述べた。

一、(一) 一般職の国家公務員の政治的行為制限の憲法上の根拠について、控訴人の主張する全体の奉仕者を根拠にする説、職務の性質を根拠とする説あるいは特別権力関係論を根拠とする説と原判決の採用した議会制民主主義と法治主義を根拠とする見解とは、互いに相容れない背反的なものではなく、非政治的公務員(行政

的公務員)の政治的中立性の要請を異る視点から説明したものにすぎない。原判決 の採用した見解は、国家機関のうち立法作用およびこれを担当する立法機関と行政 作用およびこれを担当する行政機関とを対置させ、前者の優位という観点から説明 するものであり、控訴人の主張する説のうち職務の性質を根拠とする説は、立法作 用、行政作用に従事する国家公務員の職務権限の分配という観点から説明するもの であり、他方全体の奉仕者論を根拠とする説は、国家公務員の責任の観点から説明 するものであり、特別権力関係論を根拠とする説もほぼこれに近いということがで きよう。そして前記両説は、並列させて比較すべきものではなく、両者の関係を立体的に考察すべきものである。即ち、両者の関係を単純化して説明するならば、 立法作用、立法機関一政治的公務員(全体の奉仕者) (1) (2) 行政作 用、行政機関一非政治的公務員(全体の奉仕者)という対応関係が成立し、 (1) と(2)の対立ないし差異は、(1)に対応する政治的公務員の全体の奉仕者とし (2)に対応する非政治的公務員の全体の奉仕者としての責任にそれぞ れ投影され、政治的公務員の責任と非政治的公務員の責任に差異を生じさせるので ある。右に述べたように、両説の間には実質的な差異はないのであるが、政治的制 限が公務員に課せられた義務として把握されている以上、公務員の責任の観点から 説明する「全体の奉仕者論」説がより適切である。従つて原判決が政治的行為制限 の根拠としての「全体の奉仕者論」説を誤りであるとして退けたことについては到 底これにくみすることはできない。

憲法第一五条第二項は、すべての公務員について全体の奉仕者たることを 規定し、それらの公務員のなかには政治活動の自由を認められた政治的公務員が含 まれているが、全体の奉仕者たる公務員の従事すべき事務には、国の立法作用、行 政作用、司法作用に対応して、立法事務、行政事務、司法事務の種別があり、これらの各種の事務に従事する国家公務員の全体の奉仕者たることの意味内容も自ら差 異を生ずるのである。即ち、立法事務に従事する国家公務員は、政治活動を行うこ とによつて公共の利益のために奉仕し、行政事務に従事する国家公務員は、決定さ れた国の政治的意思を忠実に執行実現することによって公共の利益のために奉仕 し、司法事務に従事する国家公務員は、個々の事件について法を適用実現すること によって公共の利益のために奉仕するのである。このように国家公務員の奉仕者たることの意義内容は、その従事する事務の種別によって異なるのであり、全体の奉 仕者たることの意義内容の差異に応じて、国家公務員に課せられる義務にも差異を 生ずるが、その義務の基礎をなすものこそ国家公務員の全体の奉仕者たることの責 任である。このことを一般職の国家公務員についてみれば、各種の服務規律の一と して政治的行為の制限が存する。以上のように国家公務員の全体の奉仕者たること の責仕は、各種の公務員によつて発現の形態を異にしているが、その形態に差異が あるからといつて、その基礎をなしているものが全体の奉仕者たることの責任であ ることを否定するのは、本末を転倒するものである。
次に控訴人も全体の奉仕者性を理由に、非政治的公務員の職務外の政治的行為がす

次に控訴人も全体の奉仕者性を理由に、非政治的公務員の職務外の政治的行為がすべて否定されるべきであることは考えていないのであつて、全体の奉仕者性から行政の政治的中立性を阻害し、または行政の政治的中立性に対する国民の信頼を損うおそれのある政治的行為のみが制限されるのである。

控訴人も比例の原則を忘れているものではなく、必要な限度、合理的範囲をこえて政治的行為を制限することが許されないことは、政治的行為制限の根拠について如何なる説を採用しようと同じことである。国家公務員は、行政の政治的中立に対する国民の信頼を損うおそれのないよう行動すべきである。そのためには個々の公務員が一部の国民のため偏つた行動に出てはならないのは勿論、そのような行動をすると疑いを持たれるような行動をしてはならないのである。従つて公務員の行動を政治と切り離して中立的なものとして、国民の信頼を保障する必要があるのであり、このため表現の自由の一である政治活動の自由がある程度制約を受けることもやむをえないのである。

二、政治的行為制限の合憲性の判定基準としての「より制限的でない他の選択しうる手段」の原則は、法令の合憲性を審査するにあたつて、必ずしも十分な効用を有する基準とはいい難い。何故ならば、裁判所がより制限的でない他の選択しうる手段を探求することは容易でないからである。そのために原判決においても、「より制限的でない他の選択しうる手段」の基準の具体的適用過程は、結論に至る理由を示すというよりは、単に結論を宣言するための呪文の如き役割を果しているにすぎない。

この点精神的自由の制限に関して、右原則を適用したと称しているアメリカの判決

においても同様であつて、精神的自由を制限する法律の合憲性の判断基準として用いられる「より制限的でない他の選択しうる手段」の原則と称するものは、それ自体特別の判断基準としての意義を持つものではなく、結局合憲であるためには法律に定めた制限が必要最小限度のものでなければならないという当然のことをいうものにすぎないと思われる。わが国においても、この原則は、いまだ一般に承認され、確立した合憲性判断の基準とはいえず、またこの原則は、不明確であり、具体的事件について実用性を有しない。

原判決のとる新しいテストも必ずしも成功したものではないようである。原判決の中にかかる原則のいきづまりを見出す。思うに公務員の政治的中立性の要請と民主社会における国民としての政治活動の自由との具体的調和点をどこに求めるかは、民主主義体制のもとでは国民の意思に基づいて決定する立法府の合理的裁量の領域に属するものというべきであり、その裁量に基づいて行われた立法府の判断は、合憲、適法なものと推定され、立法府が利益考量を誤り、制限の範囲が明らかに不合理であるなど裁量の範囲を逸脱したと認められない限り、違法とされるべきではない(昭和四〇年七月一四日最高裁判所大法廷判決)。

三、被控訴人は、郵便配達員は、行政過程に全く関与することのない機械的労務を提供するにすぎない者であるから、このような者の政治的活動を規制することは、違法である旨主張する。

被控訴人は、政策の立案、決定および執行ならびに法律の立案、定立に関与しない地位にあり、その意味で行政過程に関与することのないいわゆる機械的労務を提供することを本務とする者である。してみれば、その意味では私企業や公共企業体のは、被控訴人が提供する労務の性質の実体把握についての見方であつて、この観点、被控訴人と国との法律関係をすべて把握しようとすることは、明らしての設定に関係をすべて把握しようとすることは、明らしての誤係、換言すれば、国家公務員としての身分ないし地位の設定に関する法の側面がある。最も顕著な具体的なあらわれは、国家公務員法等に規定されて否認、のである。最も顕著な具体的なあらわれば、国家公務員法等に規定されて否認、のである。そして被控訴人に対する本件戒告処分の当被がある。その事由である。そして被控訴人に問題なのである。従つて否認、人の職務上の地位、職務内容の如何は、本件争点とは係りのない事柄なのである。

控訴人は、さきに公務員の全体の奉仕者性や公務員の政治的中立性は、議会制民主主義に対する国民の信頼感を保護しようとするものであることを強調した。議会制民主主義という体制の根幹を擁護するためになされる公務員の法的地位に対する規制が公務員の政治的中立性の確保に関する法的規制なのであつて、そこには特定の公務員の政治的行為によつて現実の行政面に具体的な影響を生ずるかどだかということや、その影響の有無と不可分の関係にあるその公務員の職務上の地位や職務内容の如何が関係するが如き余地は、全くないといわなければならない。

〇 理由

- 第一、次の事実は、当事者間に争いがない。
- (1) 請求の原因(一)記載の事実(被控訴人の身分および職務)
- (2) 被控訴人は、昭和四一年五月一日(日曜日、勤務時間外)、東京都立代々 木公園で行われた第三七回中央メーデーの集会に参加し、さらに同集会後に行われ

たメーデー参加者による集団示威行進に参加したのであるが、右集団示威行進に際し、会場出発後約三〇分間にわたり「アメリカベトナム侵略に加担する佐藤内閣打倒一首切り合理化絶対反対全逓本所支部」と記載された横断幕(横約二・五メートル、縦約一メートルの布製の横断幕の両端を竹竿で支えるもの。)を掲げて行進したことおよび控訴人は、右行為を理由として、同年一一月二二日付で被控訴人に対し、戒告の懲戒処分をしたこと

(3) 被控訴人は、郵便配達員で、行政過程に関与せず、単に機械的労務を提供するにすぎない非管理職の現業公務員であることおよび右行為が勤務時間外に、その職務または国の施設を利用することなく行われたものであること

一、国公法第一〇二条第一項およびその委任に基づく人事院規則一四一七は、一般職国家公務員の政治的行為をきわめて広範に制限している。右政治活動の制限の理由は、「国家公務員法の適用を受ける一般職に属する公務員は、その職務の遂行にあたっては、厳に政治的に中立の立場を堅持し、いのであり、かくしてはられて、を設定している。とを許されないのであり、かくしてはられて、た政治にかかわりなく法規の下において民主の自己をである。所以も全うべき行判にというその職務の特殊性に鑑みるときは、公務の政治して全体の奉仕者というその職務の特殊性に鑑みるときは、公務の政治しく全体の奉仕者との公務員であつても、国会議員あるいは国務大臣、政務次官等の政治的中立および教の確保、維持にあるということができる。もちろんひとしく全体の奉仕者としての確保、維持にあるということができる。もちろんひとしく全体の奉仕者とにないるの確保、維持にあるということがの国家公務員に対しては政治的中立およの政治的自由が認められ、他方一般職の国家公務員に対しては政治的中立および務とに対する国民の信頼の確保が要求されるの全体の奉仕者としてである。の相違に由来し、その相違は、議会制民主主義と法治主義に基づくものであるに対する国民の全体の奉仕者とることに求められるのであり、両者の考えの間に本質的相違はないというべきである。

るがら公務員といえどもでいた。 して、その市民的自由、政治的権利がきでいた。 の市民的自由、政治的権利がきでいた。 の市民的自由、政治のに内在する原則というでは、憲法そのものに内在するによりの民主制国家にの政治的行為の自由は、憲法の政治の民主を必要での民主を必要でのより、このであり、最大限の自由の民主を必要性に必要での保障する表現の自由の民主制社会におり、最大の国民の保障する表現の自由の民主制社会におり、最大の国民の信頼維持のを重要性に強いない。 の保障する表現の自由の中核を政治的自由の民主制制を重要性に鑑の国の保障があり、こともの目的達成のため、最大の関のもればの自由のはは、である。 を対して、政治の国家公務員のであるのは、の国家公務員の政治活動に対する制限を表現のである。 での国家公務員の再行為の国家公務員の地位職務内である。 の政治活動に対する制限のであるののであるののでのの国の政治に対する制限の可否をできるのが、 の国家公務員の政治活動に対する制限のであるのが、 の国家公務員の地位職務内容、職務上の行為か、勤務時間外の行為か、国の施設を利用してなされたか否か、職務を利用する 図をもつてなされたかあるいは行為の内容について個別的具体的に検討しなければ ならない。

控訴人は、昭和四〇年七月一四日最高裁判所大法廷判決を掲げ、政治的自由の具体的制限の程度を決定することは、立法府の裁量に属するものというべく、それが明らかに範囲を逸脱したものと認められない限り、その判断は、合憲、適法なものと解すべきであると主張するが、右最高裁判所大法廷判決は、労働基本権という憲法上初めて認められるに至つた、いわゆる社会権に関するものであつて、表現の自由に由来する政治活動の自由という基本的人権に関するものではないから、右判決は、本件の先例とするには適当ではなく、前説示のとおり、当裁判所は、控訴人主張の如き考え方をとらない。

控訴人は、議会制民主主義に対する国民の信頼を保護するためには、公務員の勤務関係の実態とは別に、公務員としての身分ないし地位の設定に関する法的側面の観点からその政治活動を制限する必要があるのであつて、その政治活動によっての行政面に具体的に影響を生じたかどうか、公務員の職務上の地位、職務内容が関係する余地はないと主張する。右主張は、要するに全体の奉仕者たる公務員の地位、身分から一律に公務員の政治活動を制限する必要があるというに帰すると解しられるが、憲法第一五条に規定する全体の奉仕者たることは、公務員の政治活動の根拠となりえても、その必要最小限度の制限の程度、範囲は、公務員のとおり、関係内容等につき個別的、具体的に検討することを要することは、前叙のとおり、というと思います。

従つて、非管理職である現業公務員で、その職務内容が機械的労務の提供に止まるものが、勤務時間外に、国の施設を利用することなく、かつ、職務を利用し、若しくはその公正を害する意図なしで行つた人事院規則一四一七第五項第四号第六項第一三号に規定する特定の内閣に反対する政治目的を有する文書を掲示する行為を制限することは、少くとも前記立法目的達成のために必要な最小限の域を超えているものといわざるをえない。

三、被控訴人が郵便配達員で、行政過程に関与せず、単に機械的労務を提供するにすぎない非管理職の現業公務員であることおよび本件行為が勤務時間外にその職務 または国の施設を利用することなく行われたものであることは、冒頭掲記のとおり である。

ところで国公法第一〇二条第一項は、職員は人事院規則で定める政治的行為をして はならないと規定し、又それをうけた人事院規則一四一七は、すべての一般職に属 する職員に同規則が適用される旨明記されており(第一項)、同規則第五項第四号 第六項第一三号の規定を合理的に制限解釈を加える余地は全く存しないものといわ プスティストンのでは でるをえない。よつて被控訴人の本件行為に、国公法第一〇二条第一項人事院規則 一四一七第五項第四号第六項第一三号が適用される限度において、右各規定が憲法 第二一条に違反するもので、これを被控訴人に適用することは許されないものとい わなければならない。従つて本件行為が右各規定に該当もしくは違反するものとし て、これに右各規定を適用してなした本件懲戒処分は、その限度において効力を有 しないものといわなければならない。

第三、被控訴人の本件行為が国公法第八二条第三号に該当するかどうかは、それが 周法第一〇二条第一項人事院規則一四一七第五項第四号第六項第一三号に該当する かどうかとは直接関係はないけれども、本件行為は、前記のとおり適法な行為であるから、国公法第八二条第三号にいう「国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非 行」にあたるとはいえないことは、多く説明するまでもない。

第四、以上の次第であるから、被控訴人に対する本件懲戒処分は、違憲違法のものとして取り消すべきものである。従つて被控訴人の本訴請求は、その余の点につき判断するまでもなく、相当として認容すべきである。よつて右と同旨の原判決は相当であつて、本件控訴は、理由がないから、これを棄

却することとし、民事訴訟法第三八四条第一項第九五条第八九条を適用して、主文 のとおり判決する。

(裁判官 石田哲一 小林定人 関口文吉)